

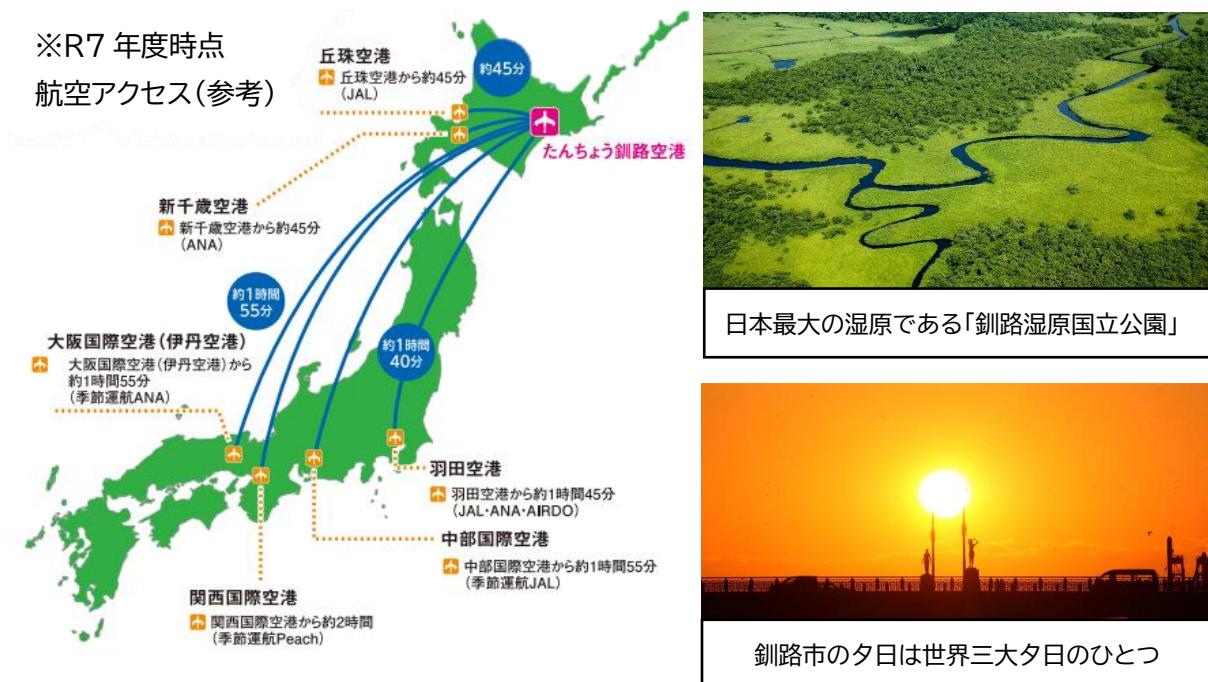
釧路市地域おこし協力隊「スポーツ合宿推進コーディネーター」募集要領

1. 釧路市の概要

釧路市は、北海道の東部、太平洋岸に位置し、「釧路湿原」、「阿寒摩周」の2つの国立公園をはじめとする雄大な自然に恵まれた街であり、人口約15万人（道内第6位）の東北海道の中核・拠点都市として社会、経済、文化の中心的な機能を担っております。

酪農を主力とする豊かな農業生産、豊富な森林資源を有する林業、そして令和5年及び令和6年に2年連続水揚げ量日本一を記録した水産業など、日本の食料基地といえる地域です。

また、夏でも平均気温が20℃ほどで、カラッとした晴天の日が多いことから「日本の避暑地」、「天然クーラーのある街」と言われています。また、冬は北海道の中でも雪が少ないとことから、夏だけではなく、年間を通じて大変過ごしやすく、移住及び長期滞在に適しております。



2. 募集の経緯・目的

釧路市は、夏季でも涼しい気候や、多様で充実したスポーツ施設等の合宿環境を生かし、アイスホッケー・陸上競技・野球 等の各種競技のスポーツ合宿誘致に力を入れており、全国有数の合宿地です。

中でも、陸上競技団体の合宿数が急激に伸びており、R8年度にはクロスカントリーコースの整備を行うなど、受入態勢の強化や環境整備に努めています。

しかし、夏季は合宿だけでなく観光や長期滞在のシーズンでもあるため、宿泊施設が不足している反面、特に冬は合宿・観光ともに閑散期であることから、宿泊需要の創出が課題となっています。

このことから、夏の受入態勢強化及び冬の需要を発掘することで、さらなるスポーツ振興によるまちづくりの取り組みを進めていくため、意欲ある人材を募集します。

また、既存のスポーツ大会の誘致、企画型の合宿等の立案・実施など、地域性を生かしたスポーツツーリズム活動に一緒に取り組んでいきたいと考えています。

地域おこし協力隊としての活動期間中に当事業に関わる各種業務を幅広く経験し、合宿受入れ・誘致・企画等のノウハウを身につけ、任期終了後には釧路市にて「スポーツ合宿施設の運営」や「スポーツ合宿等誘致のコーディネーター」として地域に定着し、活動いただくことを想定しております。

3. 募集内容

募集 人数	1人
募集 要件	<p>(1)心身ともに健康で、地方都市の活性化に意欲があり、地域の特性や風習を尊重して地域住民や関係団体と積極的にコミュニケーションを図れる方</p> <p>(2)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方</p> <p>(3)本市において地域おこし協力隊として最低1年以上の活動が可能な方</p> <p>(4)令和8年4月1日時点においておおむね20歳～50歳の方</p> <p>(5)スポーツによるまちづくりに意欲がある方</p> <p>(6)任期終了後も釧路市に定住し、就業または起業(合宿コーディネーターとしての起業や宿泊施設の運営などを想定)することにより継続して活動を行う意思のある方</p> <p>(7)企画・提案力を生かした仕事をしたい方</p> <p>(8)普通自動車運転免許証を所持している方</p> <p>(9)ワード、エクセル、パワーポイントなどのパソコン操作ができる方</p> <p>(10)インターネットやSNS等を活用した情報発信を積極的に行える方</p> <p>(11)土日祝等の業務に対応できる方</p> <p>(12)3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎地域を除く)に生活の拠点を置く方で、釧路市に住民票を異動し、任期終了後も定住の意思がある方</p> <p>※現住所が該当するか等、地域要件の詳細はお問い合わせください。</p>
活動 内容	<p>【求める人物像・あると好ましい経験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等でスポーツの経験のある元アスリートであり、各団体と人脈のある方 ・旅行業に従事経験のある方 <p>(1) スポーツ合宿受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入調整、支援(宿泊施設やスポーツ施設との調整、差し入れの運搬、空港送迎等) ・合宿環境の整備補助 <p>(2) 宿泊閑散期への誘客に繋がる企画型の合宿の立案及び実施</p> <p>(3) 誘致活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体訪問や大会でのPR活動 ・様々な媒体を活用したPR活動 <p>(4) スポーツツーリズムに繋がるイベントの開催サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路湿原マラソン、くしろウインターパーク等 <p>(5) 課題解決に向けた活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・宿泊施設との連携 <p>(6) その他、教育長が必要と認める業務</p>
活動 拠点	<p>釧路市教育委員会スポーツ課</p> <p>(釧路市錦町2丁目4番地 フィッシャーマンズワーフMOO4階)</p>
雇用 関係 の有 無	なし

委嘱形態	<p>(1)釧路市教育委員会と業務委託契約を締結し、この契約に基づいて業務を実施していただきます。釧路市教育委員会との雇用関係はないため、雇用保険には加入しません。また、健康保険及び年金等は自身で加入・負担いただくこととなります。(下記委託料による支援あり)</p> <p>(2)勤務時間は、原則月間 120 時間以上を想定していますが、詳細は内定後に釧路市教育委員会と協議の上決定します。</p> <p>(3)月に1度、活動した内容・時間・要した経費等について書面等により報告していただきます。</p> <p>(4)地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で兼業することが可能です。(要届出)</p>													
委嘱期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※翌年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して 委嘱期間を更新することができます。(最初の委嘱日から最長3年間)</p> <p>※地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消す場合があります。</p>													
委託料	<p>年額5,480,000円(税込)</p> <p>※年額は委嘱期間により変動いたします。</p> <p>※委託料の詳細については、「人件費」及び「活動に要する経費」を合算した額となります。</p> <p>①人件費 月額上限 290,000円(年間上限 3,480,000円)</p> <p>②活動に要する経費 年額上限 2,000,000円(詳細別紙のとおり)</p> <p>対象となる経費</p>													
<table border="1" data-bbox="271 1006 1298 1686"> <tr> <td data-bbox="271 1006 790 1057">健康保険・年金等の保険料</td><td data-bbox="790 1006 1298 1057">実際に掛かる保険料の 1/2 以内</td></tr> <tr> <td data-bbox="271 1057 790 1163">住宅借上料</td><td data-bbox="790 1057 1298 1163">実際の住宅借上料の 1/2 以内 (上限 28,000円／月)</td></tr> <tr> <td data-bbox="271 1163 790 1298">車両維持費 (走行距離に応じて算定、燃料費含む)</td><td data-bbox="790 1163 1298 1298">※対人及び対物保証が無制限の任意保険へ加入すること (上限 300,000円)</td></tr> <tr> <td data-bbox="271 1298 790 1343">通信費</td><td data-bbox="790 1298 1298 1343">パソコン、インターネット関係 等</td></tr> <tr> <td data-bbox="271 1343 790 1388">備品、消耗品、印刷費</td><td data-bbox="790 1343 1298 1388">パンフレット作製費 等</td></tr> <tr> <td data-bbox="271 1388 790 1432">傷害、損害賠償保険料</td><td data-bbox="790 1388 1298 1432"></td></tr> <tr> <td data-bbox="271 1432 790 1686">その他研修・資格取得等に要する経費 等、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年3月 31 日付け総行応第 38 号総務事 務官通知)に基づいて市が適正と認めた もの</td><td data-bbox="790 1432 1298 1686"></td></tr> </table> <p>※活動に要する経費については目安であり、詳細については釧路市教育委員会と協議の上決定します。</p>	健康保険・年金等の保険料	実際に掛かる保険料の 1/2 以内	住宅借上料	実際の住宅借上料の 1/2 以内 (上限 28,000円／月)	車両維持費 (走行距離に応じて算定、燃料費含む)	※対人及び対物保証が無制限の任意保険へ加入すること (上限 300,000円)	通信費	パソコン、インターネット関係 等	備品、消耗品、印刷費	パンフレット作製費 等	傷害、損害賠償保険料		その他研修・資格取得等に要する経費 等、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年3月 31 日付け総行応第 38 号総務事 務官通知)に基づいて市が適正と認めた もの	
健康保険・年金等の保険料	実際に掛かる保険料の 1/2 以内													
住宅借上料	実際の住宅借上料の 1/2 以内 (上限 28,000円／月)													
車両維持費 (走行距離に応じて算定、燃料費含む)	※対人及び対物保証が無制限の任意保険へ加入すること (上限 300,000円)													
通信費	パソコン、インターネット関係 等													
備品、消耗品、印刷費	パンフレット作製費 等													
傷害、損害賠償保険料														
その他研修・資格取得等に要する経費 等、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年3月 31 日付け総行応第 38 号総務事 務官通知)に基づいて市が適正と認めた もの														
申込受付期間	<p>令和8年1月21日(水)から令和8年2月25日(水)午後5時00分まで</p> <p>※受付状況により、期間終了前に募集を締め切る場合があります。事前にご確認ください。</p>													
申込方法	<p>釧路市ホームページに掲載している応募フォームよりお申し込みください。</p> <p>URL https://www.city.kushiro.lg.jp/bunkasports/sports/1005750/1018253.html</p>													

	<p><二次元バーコードはこちら></p> 
選考方法	<p>(1)第1次選考 応募フォームに入力いただいた内容をもって第1次選考を行います。 ※選考結果はメールにて通知します。 ※合格者には、第2次選考の日程等を通知します。</p> <p>(2)第2次選考 第1次選考合格者を対象に、オンラインまたは釧路市教育委員会等にて面接を行います。 ※受験にかかる交通費等については受験者負担となります。 ※選考の経過及び結果に関するお問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。</p>
必要書類	<p>(1)職務経歴書 (2)住民票の写し (3)免許証 ※応募フォームに添付データを添付いただきます。</p>
留意事項	<p>(1)本募集は、令和8年度予算の成立を前提とすることから、今後内容に変更が生じる場合があります。</p> <p>(2)提出された個人情報は、本応募・選考に関する業務のみに使用し、その他の目的では使用いたしません。</p> <p>(3)募集に関するご質問については、郵送またはEメールでのみ受付します。 (様式不問、希望する連絡方法や連絡先を明記ください。) ※電話による質問はお受けしませんのでご留意ください。</p> <p>(4)釧路市への転入手続きは必ず内定後に行ってください。 ※それ以前に住所を異動された場合、資格を失い、選考の取消を行う場合があります。</p> <p>(5)選考後の引っ越し費用等は個人負担となります。</p>
問い合わせ先	<p>〒085-0016 北海道釧路市錦町2丁目4番地 釧路フィッシャーマンズワーフ MO04 階 釧路市教育委員会生涯学習部スポーツ課 担当:辰山・関・米代 TEL:0154-31-2600 FAX:0154-22-9096 E-mail:su-sport@city.kushiro.lg.jp</p>

委託料の積算内訳

(単位:円)

費目	積算額	備考
人件費	3,480,000	290,000円/月×12か月
活動に要する経費	健康保険・年金等の保険料	300,000 ※実際に掛かる国保料の1/2が上限
	住宅借上料	28,000円/月×12か月 ※実際の住宅借上料(共益費・駐車場代含む)の1/2が上限
	車両維持費	25,000円/月×12か月 ※スポーツ課勤務に伴う月極駐車場代等 ※対人及び対物保証が無制限の任意保険へ加入必須
	旅費交通費	450,000 誘致活動費等
	通信費	150,000 電話・インターネット関係経費、切手代等
	備品及び消耗品・印刷費	260,000 合宿誘致活動に使用する備品及び消耗品等
	傷害、損害賠償保険料	20,000
使用料及び賃借料	184,000	合宿受入れに係る機材賃借料や会場費等
合計	5,480,000	

※あくまでも募集時点での想定を基に積算した一例であり、内定後に協議の上決定します。

※上記のほか、活動旅費や研修・資格取得等に要する経費等、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号)に基づいて釧路市教育委員会が適正と認めたものについては活動に要する経費として予算の範囲内において支払います。

※活動に要する経費については、委嘱期間が12か月に満たない場合は、実際の活動月数に応じた上限額となります。